

熊本地震学費特別支援制度

1、目的

本制度は、令和8年に発生した熊本地震により被災した福岡美容専門学校の在学生及び本校への入学を希望する高校生に対し、災害による経済的な理由で美容師になる夢を諦めることのないよう学費を支援し、安心して修学を継続できる環境を整えることを目的とする。

また、本制度を通じて将来の美容業界を担う有能な人材の育成を支援し、美容業界の発展に寄与することを目的とする。

2、支援対象

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡校及び北九州校の令和8年度在学生
- (2) 福岡校及び北九州校への入学を希望し、入学選考会に合格した令和9年4月入学予定者

3、支援条件

地震発生時において、学費支弁者が災害救助法適用地域に居住し、次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 学費支弁者が死亡又は行方不明となった場合
- ② 学費支弁者が所有する居住家屋が全壊又は大規模半壊となった場合
- ③ 学費支弁者が所有する居住家屋が半壊し、やむを得ず解体した場合

4、支援内容

支援対象者に対し、次のとおり学費を支援する。

- (1) 在学生 災害発生後に納入する授業料を免除する。
- (2) 入学予定者 2年間の授業料の2分の1に相当する額を免除する。
- (3) 免除の時期及び免除額の詳細については、別に定めるものとする。

5、申請方法

支援を希望する者は、所定の申請書に次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 罹災証明書（公的機関が発行したもの）
- (2) 死亡診断書その他支援要件を証明する書類（必要な場合）
- (3) 入学予定者については、出身高等学校長の推薦書

6、選考及び決定

提出された申請書類について学校管理委員会において審査を行い、その結果を理事長に報告する。理事長は、学校管理委員会の審査結果を踏まえ、支援対象者を決定するものとする。